

重要事項説明書 介護保険・介護予防訪問看護サービスの案内

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を「運営規定」に定め、訪問看護ステーションの看護師が療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの理念

私たちは地域住民に信頼される 安心できる 親しまれる 訪問看護を目指します。

基本方針

1. 利用者の人権を尊重し、個人の情報を保護します。
2. 安全管理を徹底し、利用者に満足される訪問看護を提供します。
3. 関係各所との連携を強化し、利用者のニーズに答えます。

訪問看護ステーションは社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けまた業務体制を整備してまいります。

2 事業者(法人)・訪問看護事業所の概要

法人	医療法人聖比留会
代表者名	浜辺 崇衣
所在地・連絡先	山口県今村北三丁目 7-18 (Tel.)0836-51-5111

(1) 事業所名称 及び 事業者番号

事業所名称	医療法人 聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション
管理者氏名	林 明美 (保健師・看護師)
介護保険事業者番号	3560290094
所在地・連絡先	〒755-0155 山口県宇部市今村北三丁目7番18号 電話:0836-52-7503 FAX :0836-52-7504

(2) 事業の実施地域

宇部市(吉部、万倉、舟木、厚東、西宇部、厚南、黒石、原地区を除く)、山口市(阿知須、佐山及び嘉川地区に限る)区域とします。その他の地域に関してご相談ください

(3) サービス提供時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
休日	土曜日・日曜日 (医師の指示がある場合は除きます)
	年末・年始(12月30日、31日、1月1日、2日、3日)

- * 緊急時対応加算対象者の方は24時間対応をいたします。
- * 連絡時は事務所の電話番号 0836-52-7503におかけください。
別紙連絡方法について説明書を設けていますので、見えるところに貼っておいてください。
- * 営業時間と営業時間外の訪問は料金が異なります。

(4) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(看護職員兼務)	保健師・看護師	1人		1人
看護職員	看護師	3人	1人	3.4人

3 訪問看護サービスの内容

- (1) 訪問看護が必要であるとかかりつけ医が認めた、要介護者や要支援者に対して、訪問看護師等が、居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
- (2) かかりつけ医の指示、利用者の希望、居宅サービス計画に沿った「訪問看護計画」を作成します。
計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握(アセスメント)します。
- (3) 訪問看護計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。
作成した訪問看護計画は、利用者またはその家族に交付し、継続的に希望の確認やや実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- (4) 利用者・家族等の状況を把握し、サービスの質の向上に努めます。

訪問看護では、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方に以下のサービスを提供します。

* 小児・精神疾患は除きます。

- ・ 病状、障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置ケア
- ・ 保険・福祉サービスなどの活用支援

主治医の治療方針や、ケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養を支援します。

4 ご利用料金について

(1) 介護認定者の利用の場合

サービス内容		単位数	利用者負担額				
			10割	1割	2割	3割	
基本料金	看護師の場合	1回の訪問毎					
	20分未満		314 単位	3140 円	314 円	628 円	942 円
	30分未満		471 単位	4710 円	471 円	942 円	1413 円
	30分以上60分未満		823 単位	8230 円	823 円	1646 円	2469 円
	60分以上90分未満		1128 単位	11280 円	1128 円	2256 円	3384 円

基本料金の他に 1 回の訪問毎にサービス提供体制加算、長時間訪問加算、開始時は初回加算、月 1 回の特別管理加算、緊急時訪問加算等の加算が利用状況によりあります。詳細は別紙の料金表で説明しますので参照ください。

介護予防認定者利用の場合

サービス内容		単位数	利用者負担額				
			10割	1割	2割	3割	
基本料金	看護師の場合	1回の訪問毎					
	20分未満		303 単位	3030 円	303 円	606 円	909 円
	30分未満		451 単位	4510 円	451 円	902 円	1353 円
	30分以上60分未満		794 単位	7940 円	794 円	1588 円	2382 円
	60分以上90分未満		1090 単位	10900 円	1090 円	2180 円	3270 円

基本料金の他に 1 回の訪問毎にサービス提供体制加算、長時間訪問加算、開始時は初回加算、月 1 回の特別管理加算、緊急時訪問加算等の加算が利用状況によりあります。詳細は別紙の料金表で説明しますので参照ください。

(2) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。

これらの書類について内容に変更が生じた場合には必ずお知らせ下さい。

(3) やむを得ず訪問看護の予定変更を希望される方には、なるべく前日までにご連絡をお願いいたします。

当日及び連絡が無く訪問中止となった場合はキャンセル料が発生しますので連絡をお願いします。

(詳細は別紙の料金表を参照してください)

(4) 交通費は頂いていませんが、訪問車の駐車場所や方法についてご相談させていただきます。

5 料金の支払い方法について

訪問看護の利用料の支払いは利用当月分を翌月10日以降に請求する方法となります。

お支払方法は、口座自動引き落とし(26日に前月分の引き落としとなります)、現金集金、の中から、ご契約の際に確認いたします。

(利用料の支払い方法を別紙で説明いたします)

6 緊急時の対応

- (1) 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をし、適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。
- (3) 営業時間外は事務所からの訪問ではなく、緊急対応看護師の自宅から訪問することがあります。緊急訪問時は到着時間を適時案内します。
- (4) 緊急時の対応は利用の同意の上でお願いします。

7 事故発生時の対応

- (1) 家族や関係市町村へ速やかに連絡します。
- (2) 賠償すべき事故の場合には、保険の活用などにより誠意を持って対応します。
- (3) 事故発生原因を究明し、今後の再発防止策を講じます。

8 苦情のご相談

- (1) 担当窓口(事業所) ①0836-52-7503 (担当者:林 明美)
相談時間 当ステーションの営業日時に準じます。
* どのようなことでも申し出てください。迅速・適切・丁寧に対応いたします。
- (2) 苦情申し立て窓口 ②宇部市高齢者総合支援 0836-34-8302
③山陽小野田市高齢福祉課 0836-82-1172
④山口県国民健康保険団体連合会 083-995-1010

9 身体拘束等の禁止について

利用者に対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、内容、目的、拘束時間等を記録し、説明と経過記録解除に向けた対応を行います。また事業所は身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10 虐待防止について

- (1) ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じ、責任者の設置等の必要な体制整備を行います。(担当者 林 明美)
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 ハラスメントについて

事業者は適切なサービス提供を確保する観点からハラスメント防止のため必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントとは、叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す 等の行為をさします。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
 - ・性的な嫌がらせや意に沿わない性的な誘いかけ
- (2) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
- (3) 契約を解除する場合、居宅サービス計画書を作成した介護支援事業者や指示書を交付した訪問指示医にその旨を連絡します。

12 秘密保持と個人情報の利用について

個人情報保護のため、個人情報保護法と医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドラインを遵守します。(別紙説明書)

- (1) 正当な理由が無い限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。
- (2) サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。

13 感染対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築するために次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症および災害に係る業務継続に関する指針と計画の整備をしています。
- (2) 研修を定期的に行います。(年1回以上)
- (3) 感染症や災害が生じた場合において迅速に行動できるように訓練を実施します。
- (4) 事業所の備品の衛生管理
- (5) 職員個人の健康管理

14 ご利用にあたってのお願い

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは次の通りです。

- (1) 担当の看護師はいますが、緊急時の対応をスムーズにおこなうため、担当以外の看護師も訪問させていただきます。ご了承願います。
- (2) ご利用者様が、訪問看護師等の交替を希望する場合は、できる限り対応させていただきますので、管理者までご相談下さい。
- (3) 訪問看護師等は年金などの金銭の取り扱い業務、銀行等での出入金振り込み等の代行は出来ないため、ご了承願います。また、金銭の貸し借りについては一切行いません。

- (4) 訪問看護師に対し、贈り物、飲食の提供はご遠慮させていただいております。
- (5) 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、出来る限り早めにまでご連絡をお願いいたします。
- (6) 利用者の利便向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点からケアプランや重要事項説明、個人情報共有の同意書等において押印欄を削除する見直しを行います。

2024年6月1日改定

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション
介護保険法に基づく訪問看護利用料金表

2024年6月1日～

サービス内容		単位数	利用料金	利用者負担額			
			10割	1割	2割	3割	
基本料金	看護師の場合	1回の訪問毎					
	20分未満		314 単位	3140 円	314 円	628 円	942 円
	30分未満		471 単位	4710 円	471 円	942 円	1413 円
	30分以上60分未満		823 単位	8230 円	823 円	1646 円	2469 円
	60分以上90分未満		1128 単位	11280 円	1128 円	2256 円	3384 円
加算料金	緊急時訪問看護加算 I 同意(有・無)	月1回	600 単位	6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	特別管理加算 I		500 単位	5000 円	500 円	1000 円	1500 円
	特別管理加算 II		250 単位	2500 円	250 円	500 円	750 円
	口腔連携強化加算 同意(有・無)		50 単位	500 円	50 円	100 円	150 円
	複数名加算(30分未満)	1回につき	254 単位	2540 円	254 円	508 円	762 円
	複数名加算(30分以上)		402 単位	4020 円	402 円	804 円	1206 円
	長時間訪問加算		300 単位	3000 円	300 円	600 円	900 円
	サービス提供体制強化加算		6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
	夜間・早朝加算		基本料金の25%増し				
	深夜加算		基本料金の50%増し				
	初回加算 I	開始時	350 単位	3500 円	350 円	700 円	1050 円
	初回加算 II		300 単位	3000 円	300 円	600 円	900 円
	退院共同指導加算		600 単位	6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	ターミナル加算		他	2500 単位	25000 円	2500 円	5000 円

※介護保険の利用料金の負担割合は、介護負担割合証をご確認ください。

※料金の説明は裏面を参照してください。

※緊急時訪問加算、特別管理加算 I・II、ターミナル加算は区分支給限度額の算定対象外です。

《保険外サービスの料金》 自費のご利用になります。料金は税込表示です。

サービス項目	料金(税込)	サービス内容・注意事項
死亡時の看護	11000	お体をきれいにします。 ご利用は訪問看護サービスを利用の方に限ります。
キャンセル料		訪問看護サービスの利用を中止する場合にいただきます。 ※ご連絡時間で料金が変わります。
訪問利用日 前日まで	無料	サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡をお願いします。ただし、利用者様の容体の急変など緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。
訪問利用日 当日	2200	
訪問までに連絡がない場合	4400	
個人契約による訪問看護		保険外の訪問の場合に、いただきます 夜勤・早朝は、上記の金額に対して25%加算します。 深夜は、上記金額に対して50%加算します。
30分未満	4400	
30分以上60分未満	9350	
延長30分ごと	3300/30分	

※訪問看護サービスを受けるには主治医が作成する【訪問看護指示書】が、定期的(1~6か月)に必要です。
指示書の費用は各医療機関でお支払いください。

※交通費は頂いておりません。

利用料金は利用された1か月分を翌月10日以降に請求させていただきます。

(補足)介護保険法に基づく訪問看護利用料金の説明

サービス内容		説明	
基本料金	看護師の場合	看護師が訪問し、時間に応じて訪問1回ごとに算定します。	
	20分未満	1回の訪問が20分未満の料金です。 週1回は30分未満以外の訪問がある場合が適応になります。	
	30分未満	1回の訪問が30分未満の料金です。	
	30分以上60分未満	1回の訪問が30分以上60分未満の料金です。	
	60分以上90分未満	1回の訪問が60分以上90分未満の料金です。	
加算料金	緊急時訪問看護加算Ⅰ	訪問看護に関する緊急の連絡や相談にいつでも応じ、必要時は緊急訪問する体制にしています。(緊急時対応と看護業務の負担軽減の取り組みをしています。) 緊急時の連絡、相談、緊急訪問の利用に関し、同意を得た方に月1回算定します。	
	特別管理加算Ⅰ	月1回 特別管理加算Ⅰは、在宅悪性宅腫瘍患者指導管理受けている状態、留置カテーテル等を使用している場合などが対象です。 特別管理加算Ⅱは、在宅酸素療法など各種在宅療養の指導を受けている場合、真皮を超える褥瘡の状態などが対象です。 身体や医療ケアの状態により月1回算定します。	
	特別管理加算Ⅱ		
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合に同意を得た方に月1回算定します。	
	複数名加算(30分未満)	1回の訪問毎 利用者様の状態により複数名の看護師による訪問を行った場合の時間による料金です。必要時説明し同意を得て訪問1回ごとに算定します。	
	複数名加算(30分以上)		
	長時間訪問加算	特別管理加算の対象利用者様に90分以上の訪問をした場合に訪問1回ごとに算定します。	
	サービス提供体制強化加算	当ステーションは計画的に研修等を実施し、かつ勤続3年以上の経験のある職員が30%以上勤務しています。訪問1回ごとに算定します。	
	夜間・早朝加算	夜間帯の18時～22時、早朝時間帯の6時～8時に訪問した場合に訪問1回ごとに算定します。 緊急時訪問加算に同意されている場合は2回目以降にから算定します。	
	深夜加算	深夜帯の22時～6時に訪問した場合に訪問1回ごとに算定します。 緊急時訪問加算に同意されている場合は2回目以降にから算定します。	
	初回加算Ⅰ	訪問開始時 新規の訪問を退院した当日または翌日以降の訪問かにより異なります。 初回加算Ⅰは、退院・退所した当日に初回の訪問をした場合に算定します。初回加算Ⅱは、退院・退所した翌日以降に初回の訪問をした場合に算定します。 訪問看護を開始した場合の他に、暦月2カ月の利用がなく再開となった場合、要支援から要介護に変更となった場合には、新規に看護計画を作成して訪問看護を実施し、その月のみ算定します。	
	初回加算Ⅱ		
	退院共同指導加算		退院時に主治医等と連携して、在宅生活における必要な指導を行った場合に訪問看護を開始した月のみ算定します。
	ターミナル加算		他 死亡日当日およびお亡くなりになる前14日以内に2回以上のターミナルケア訪問を行った場合に死亡月の1回算定します。

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション

介護保険法に基づく介護予防訪問看護利用料金表

2024年6月1日～

サービス内容		単位数	利用者負担額				
			10割	1割	2割	3割	
基本料金	看護師の場合	1回の訪問毎					
	20分未満		303 単位	3030 円	303 円	606 円	909 円
	30分未満		451 単位	4510 円	451 円	902 円	1353 円
	30分以上60分未満		794 単位	7940 円	794 円	1588 円	2382 円
	60分以上90分未満		1090 単位	10900 円	1090 円	2180 円	3270 円
加算料金	緊急時訪問看護加算 I 同意(有・無)	月1回	600 単位	6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	特別管理加算 I		500 単位	5000 円	500 円	1000 円	1500 円
	特別管理加算 II		250 単位	2500 円	250 円	500 円	750 円
	口腔連携強化加算 同意(有・無)		50 単位	500 円	50 円	100 円	150 円
	複数名加算(30分未満)	1回につき	254 単位	2540 円	254 円	508 円	762 円
	複数名加算(30分以上)		402 単位	4020 円	402 円	804 円	1206 円
	長時間訪問加算		300 単位	3000 円	300 円	600 円	900 円
	サービス提供体制強化加算		6 単位	60 円	6 円	12 円	18 円
	夜間・早朝加算		基本料金の25%増し				
	深夜加算		基本料金の50%増し				
	初回加算 I		開始時	350 単位	3500 円	350 円	700 円
	初回加算 II	300 単位		3000 円	300 円	600 円	900 円
	退院共同指導加算	600 単位		6000 円	600 円	1200 円	1800 円
	ターミナル加算	他		2500 単位	25000 円	2500 円	5000 円

※介護保険の利用料金の負担割合は、介護負担割合証をご確認ください。

※料金の説明は裏面を参照してください。

※緊急時訪問加算、特別管理加算 I・II、ターミナル加算は区分支給限度額の算定対象外です。

《保険外サービスの料金》 自費のご利用になります。料金は税込表示です。

サービス項目	料金(税込)	サービス内容・注意事項
死亡時の看護	11000	お体をきれいにします。 ご利用は訪問看護サービスを利用の方に限ります。
キャンセル料		訪問看護サービスの利用を中止する場合にいただきます。 ※ご連絡時間で料金が変わります。
訪問利用日 前日まで	無料	サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡をお願いします。ただし、利用者様の容体の急変など緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。
訪問利用日 当日	2200	
訪問までに連絡がない場合	4400	
個人契約による訪問看護		保険外の訪問の場合に、いただきます 夜勤・早朝は、上記の金額に対して25%加算します。 深夜は、上記金額に対して50%加算します。
30分未満	4400	
30分以上60分未満	9350	
延長30分ごと	3300/30分	

※訪問看護サービスを受けるには主治医が作成する【訪問看護指示書】が、定期的(1～6か月)に必要です。指示書の費用は各医療機関でお支払いください。

※交通費は頂いておりません。

利用料金は利用された1か月分を翌月10日以降に請求させていただきます。

(補足)介護保険法に基づく介護予防訪問看護利用料金の説明

サービス内容			説明
基本料金	看護師の場合	1回の訪問毎	看護師が訪問し、時間に応じて訪問1回ごとに算定します。
	20分未満		1回の訪問が20分未満の料金です。 週1回は30分未満以外の訪問がある場合が適応になります。
	30分未満		1回の訪問が30分未満の料金です。
	30分以上60分未満		1回の訪問が30分以上60分未満の料金です。
	60分以上90分未満		1回の訪問が60分以上90分未満の料金です。
加算料金	緊急時訪問看護加算 I	月1回	訪問看護に関する緊急の連絡や相談にいつでも応じ、必要時は緊急訪問する体制にしています。(緊急時対応と看護業務の負担軽減の取り組みをしています。) 緊急時の連絡、相談、緊急訪問の利用に関し同意を得て月1回算定します。
	特別管理加算 I		特別管理加算 I は、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、留置カテーテル等を使用している場合などが対象です。 特別管理加算 II は、在宅酸素療法など各種在宅療養の指導を受けている場合、真皮を超える褥瘡の状態などが対象です。 身体や医療ケアの状態により月1回算定します。
	特別管理加算 II		
	口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施し、同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合に月1回算定します。
	複数名加算(30分未満)	1回の訪問毎	利用者様の状態により複数名の看護師による訪問を行った場合の時間による料金です。必要時説明し同意を得て訪問1回ごとに算定します。
	複数名加算(30分以上)		
	長時間訪問加算		特別管理加算の対象利用者様に90分以上の訪問をした場合に訪問1回ごとに算定します。
	サービス提供体制強化加算		当ステーションは研修等を実施し、かつ勤続3年以上の経験のある職員が30%以上勤務しています。訪問1回ごとに算定します。
	夜間・早朝加算		夜間帯の18時～22時、早朝時間帯の6時～8時に訪問した場合に訪問1回ごとに算定します。 緊急時訪問加算に同意されている場合は2回目以降にから算定します。
	深夜加算		深夜帯の22時～6時に訪問した場合に訪問1回ごとに算定します。 緊急時訪問加算に同意されている場合は2回目以降にから算定します。
	初回加算 I		訪問開始時
	初回加算 II	訪問看護を開始した場合の他に、暦月2カ月の利用がなく再開となった場合、要支援から要介護に変更となった場合には、新規に看護計画を作成して訪問看護を実施し、その月のみ算定します。	
	退院共同指導加算	退院時に主治医等と連携して、在宅生活における必要な指導を行った場合に訪問看護を開始した月のみ算定します。	
ターミナル加算	他	死亡日当日およびお亡くなりになる前14日以内に2回以上のターミナルケア訪問を行った場合に死亡月の1回算定します。	